改正案				現 行				
Ⅱ 法令違反に対する懲戒処分等				Ⅱ 法令違反に対する懲戒処分等				
(1) 公認会計士				(1) 公認会計士	(1) 公認会計士			
○ 基本となる処分の量定				○ 基本となる処分の量定				
懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	基本となる処分	懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	基本となる処分	
			の量定 (新基準)				の量定 (新基準)	
(略)				(略)				
公認会計士法	・税理士法違反	第 26 条		公認会計士法	・税理士法違反	第 26 条		
違反(信用失墜	税理士法違反による業務停止処分が			違反(信用失墜	[脱税幇助、脱税相談]			
行為違反)	行われた場合			行為違反)	(1) 税理士業務停止6か月以上		業務停止3月	
	(1) 税理士業務停止6か月以上		業務停止3月		(2) 税理士業務停止6か月未満		業務停止1月	
	(2) 税理士業務停止6か月未満		業務停止1月	<u></u>	・自己脱税	<u>.</u>		
	• 税理士法違反				刑事訴追の対象となった場合 <u>や税理</u>			
	懲戒処分を受けるべきであった旨の				士法違反による業務停止処分が行わ			
	決定が行われた場合				れた場合等重大な場合			
	(1) 税理士業務の停止をすべき期間		業務停止3月		(1) 不正所得高額(2,000万円超)		業務停止3月	
	6か月以上				(2) 不正所得少額(2,000万円以下)		業務停止1月	
	(2) 税理士業務の停止をすべき期間		業務停止1月		(略)			
	6か月未満							
<u>i</u>	・自己脱税	J	i.	<b>;</b>				
	刑事訴追の対象となった場合 <u>等重大</u>							
	な場合							
	(1) 不正所得高額(2,000万円超)		業務停止3月					
	(2) 不正所得少額(2,000万円以下)		業務停止1月					
(略)								